



風力発電所の被害について審理することを決めた
第1回審問=都内

東伊豆・風力発電 健康被害問題

公害等調整委、初の審問

東伊豆町奈良本地区の
住民らが、風力発電所か
ら発生する「低周波音」
により健康被害を訴えて
いる問題で、騒音が被害
の原因であるとの裁定を
求める公害等調整委員会
の第1回審問が12日、都
内で行われた。

申請人の住民側と被申
請人の事業者側が提出し
た意見書などを双方が証
拠として認定した。昨年
4月に風車の羽根が破損
し今年に入ってから運転
を再開した経緯があるた
め、住民側は被害調査の
データを来月中旬までに
提出し直し、本格審理は
次回以降となる。次回は

5月中旬で、地元で行う。
申請書などによると、
住民らは事業者の「CE
F伊豆熱川ウインドファ
ーム」が建設した風力発
電所が試験調整運転を始
めた2007年末ごろか
ら、目まいやふらつきな
どの健康被害が出たと訴
えている。これまで町議

会でも取り上げられたほ
か、国は風力発電の健康
被害について全国調査に
乗り出すことを決めてい
る。
風力発電所施設の騒音
と健康被害の因果関係を
求める公害等調整委への
申請事件は全国で初とい
う。